



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年10月25日金曜日 第555号

◇ 目 次 ◇

鳥獣保護区の存続期間の更新.....	(自然保護課) ...	761
鳥獣保護区の区域変更及び存続期間の更新.....	(") ...	763
特別保護地区の指定.....	(") ...	764
特定猟具使用禁止区域の指定.....	(") ...	764
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	765
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	765
建設業者の許可の取消し.....	(土木管理課) ...	766
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(東予地方局農村整備課) ...	766
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	766
道路の供用開始(県道大島環状線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	767
指定居宅サービス事業の廃止.....	(中予地方局地域福祉課) ...	767
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	767
指定障害児通所支援事業の廃止.....	(") ...	767
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(南予地方局地域福祉課) ...	768
道路の区域変更(県道一本松城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	768

公 告

ふく取扱者試験の施行.....	(薬務衛生課) ...	768
-----------------	-------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	769
-----------------------------	---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第942号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
三島嶺南 鳥獣保護 区	四国中央市金砂町小川山柳瀨の柳瀨ダムえん堤西端を起点とし、ここから同ダム管理庁舎進入路を南に進み、国道319号に出て、同国道をほぼ南西に進み、県道高知伊予三島線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、富郷橋南端で銅山川に出て、同川右岸を上流に進み、富郷ダムえん堤東端に至る。ここから同ダム常時満水位の貯水線を南に進み、高橋谷橋北端で市道藤原葛川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道葛川城師線と	令和6年 11月1日 から令和 16年10月 31日まで	当該区域は、金砂湖県立自然公園の区域とほぼ重複し、金砂湖と富郷深谷を中心とする雄大な自然景観が見られ、多様な鳥獣が生息している。このため、良好な鳥獣の生息環境となっている区域について保護地区として指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。さらに、野鳥観察や自然とのふれあいの場

の交点に至り、ここから同市道を東ないし西に進み、市道城師大橋別子山線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、同県道に出て、同県道を北東に進み、県道上猿田三島線との交点に至り、ここから同県道を北東に進み、市道豊坂千野々線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、農道長瀬1号線との交点に至り、ここから同農道をほぼ東に進み、瀨川橋北端で同川に出て、同川左岸を下流に進み、平野橋北端で同国道との交点に至り、ここから同国道を北に進み、同町と市富郷町との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、法皇山脈の^{りょう}稜線に至り、ここから同^{りょう}稜線を東に進み、市道法皇線に出て、同市道を東に進み、同えん堤東端に至る^{りょう}稜線との交点に至り、ここから同^{りょう}稜線を南ないし南東に進み、柳瀨ダムえん堤東端に至り、ここから

として活用するとともに、野鳥の保護及び野鳥の安定的な生息地の保護を目的とする。

	同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域					育の場として活用を図ることとする。			
阿島長野鳥獣保護区	新居浜市長野の国道11号と南川農道との交点を起点とし、ここから同農道をほぼ北に進み、阿島に向かう山道に至り、同山道をほぼ北東に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南東に進み、県道新居浜土居線との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、四国中央市土居町高曾根から山福に沿って南西に進み、同国道に出て、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	当該地域は針広混交林などの林相の変化に富む地域であり、タカをはじめ多様な鳥獣が生息している。国有林内のマツと広葉樹との混交林や新居浜市民の森自然公園など良好な鳥獣の生息環境となっている区域について保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。	諏訪崎鳥獣保護区	八幡浜市栗野浦の県道舌間八幡浜線と市道諏訪崎線との交点を起点とし、ここから南東に直進し、海岸線に出る。ここからその海岸線を西に進み、諏訪崎に至り、ここから更にその海岸線を東に進み、市道鯛引線に至り、ここから同市道を東ないし北に進み、同県道に出て、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	当該地域は、落葉広葉樹林などが多く占める林相の変化に富んだ地域であり、宇和海に伸びる細長い岬という特殊な地形条件のもと、メジロ、ホオジロ、ウグイスなどをはじめとする鳥類やタヌキ、ノウサギなどの多くの獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、鳥獣の生息地となる環境を適切に保持し、鳥獣に対して著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、鳥獣の保護活動や観察の場、子供達の人間性を育む場として活用を図る。
高縄鳥獣保護区	松山市地蔵堂の県道湯山高縄北条線と善応寺農道との交点を起点とし、ここから同農道を北東に進み、落合に通じる畑管理道との交点に至り、ここから同管理道を北東に進み、院内川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、大本神社前に至る。ここから標高559.0メートルに至る稜線を南東に進み、同標高点を経て、更に稜線を南東に進み、林道雄鹿2号線に出る。ここから同林道をほぼ南東に進み、同県道に出て、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	当該地域は、広葉樹と針葉樹など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。	卯之町鳥獣保護区	西予市宇和町鬼窪の県立宇和高等学校正門前の県道鳥坂宇和線と市道(宇)旧町地区238号線との交点を起点とし、ここから同市道を西に進み、卯之町市街住宅地東端に至り、ここから林野と市街住宅地、学校、病院等との境界を北西に進み、鬼窪9区の本如院前で市道(宇)旧町地区71号線に出る。ここから同市道を北ないし北西に進み、松葉城趾標柱設置地点で山道との交点に至り、ここから同山道を東に進み、コエン峠及び中川財産区有林と田之筋財産区有林との境界の辻を経て、更に同山道を北東に進み、市道(宇)田之筋地区57号線に出て、同市道を東に進み、新城の川田前橋東端に至る。ここから岩瀬川左岸を下流に進み、明石の七夕橋東端で市道(宇)田之筋地区90号線との交点に至り、ここから同市道を南西に	同	上	当該地域は、市街地に隣接する里山の樹林帯であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に努めるとともに、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
佐礼谷鳥獣保護区	伊予市双海町上灘の国道56号と県道中山双海線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道赤海線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、県道中山伊予線に出て、同県道を南ないし南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、同国道に出て、同国道を西ないしほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	当該地域は一部特別保護地区も指定されており、広葉樹と針葉樹など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教					

	進み、市道(宇)田之筋地区87号線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道(宇)田之筋地区112号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道(宇)田之筋地区122号線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、同県道に出て、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域				ち、愛媛県の区域の海面並びに旧松山市の釣島及び旧中島町の島(中島本島、睦月島、怒和島、二神島、野忽那島及び津和地島を除く。)全域		し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。
高茂鳥獣保護区	南宇和郡愛南町船越の権限山(491.0メートル)を起点とし、ここから稜線を南ないし東に進み、御立鼻で海岸に出る。ここからその海岸線に沿って西に進み、鼻面岬及び高茂岬を経て、さらにその海岸線をほぼ北に進み、耳毛に至る。ここから稜線を南西ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	当区域は、足摺宇和海国立公園の第2種特別区域内にあり、全域が多様な鳥獣の保護繁殖に適している森林地帯である。このため、森林鳥獣の生息地として自然条件に優れていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。	千足宮内鳥獣保護区	伊予郡砥部町宮内の町道千足林久線と町道宮内塩ヶ森線との交点を起点とし、ここから同町道をほぼ南東に進み、農道天王山線との交点に至り、ここから同農道をほぼ南西に進み、砥部町総合公園の敷地を囲むフェンスの南端に至る。ここから同フェンスに沿ってほぼ北西に進み、町道千足林久線に出て、同町道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	当該地域は、砥部町総合公園周辺の人と野生鳥獣の共生している地域である。林相は主に広葉樹であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ることとする。
伏越鳥獣保護区	西予市城川町下相の国道197号と県道城川橋原線との交点を起点とし、ここから同県道を北東ないし東に進み、市道(城)土居古市線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、古市の三島橋東端で三滝川に出て、同川右岸を下流に進み、新古市橋西端で同国道との交点に至り、ここから同国道をほぼ西ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	当該地域は、集落に隣接する里山の樹林帯であり、多様な鳥獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境の場として活用するほか、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。				
忽那七島海域鳥獣保護区	松山市波妻の鼻を起点とし、ここから伊予郡松前町の国近川右岸河口に至る海岸線並びに同河口から同市由利島南端、同島西端、津和地島友落鼻、同島剣ノ鼻、同島氏神鼻、小館場島北端、安居島北端、小安居島北端及び起点を順次結んだ直線に囲まれた区域のう	同上	当該地域は、県下最大の海域の鳥獣保護区であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施				

○愛媛県告示第943号

次の鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき区域を変更し、及び同条第7項ただし書の規定に基づき存続期間を更新する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
篠山鳥獣保護区	宇和島市津島町の国有林2016林班及び県有林御嶺事業所1号6林班の区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	当該地域は、多様な鳥類の重要な生息地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する留鳥及び渡り鳥の保護を図る。適宜に巡視を実施し、環境の保持を図るとともに、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。なお、近年、当該区域内での二ホンジカによる森林への被害が増加傾向であることから、指定区域を国有林、県有林の範囲に限定し縮小する。

○愛媛県告示第944号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区	四国中央市金砂町小川山柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖の常時満水位の貯水線南岸に沿ってほぼ南西に進み、奥谷橋を経由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、旧小川橋跡を経由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、平野橋南端に至り、同橋を渡り、金砂湖北岸に出て、ここから同岸に沿ってほぼ北東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図る。定期的な巡視の実施により、区域内の落葉広葉樹林などの生息環境を適切に保持し、鳥類の安定的な生息に悪影響を及ぼすことのないよう留意する。
佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区	伊予市中山町佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県道広田双海線を南西ないしほぼ西に進み、犬寄部落に至る。ここから通称赤海山の稜線を北東に進み、市道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	佐礼谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。定期的な巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

○愛媛県告示第945号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
正木谷特定猟具使用禁止区域	新居浜市大生院の王神社鳥居を起点とし、通称正法寺山稜線を南に進み、六地藏三角点（568.1メートル）に至り、ここからマゴジャ谷及びこれに続く正木谷西の稜線沿いの山道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	銃器
本谷公園特定猟具使用禁止区域	西条市河之内の市道三芳河之内線と市道才土線との交点を起点とし、ここから同市道を約250メートルほぼ南東に進み、ここから稜線を南に進み、標高点（313.9メートル）を経て、更に稜線を南西に進み、大袋谷に至る。ここから稜線を南ないし南西に進み、弓場谷に至り、ここから同谷を約40メートル南東に進み、ここから稜線を南西に進み、東谷川に出て、同川左岸を下流に進み、市道国山線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道大地線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、市道三芳河之内線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
湯ノ山特定猟具使用禁止区域	松山市末町の国道317号と県道松山東部環状線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み、グリーンヒルズ湯の山エレベーター登り口前を経て、更に同県道を北西に約200メートル進み、用水路との交点に至る。ここから同用水路並びにこれに続く谷筋を北東に進み、農道に出る。ここから同農道を約100メートル北東に進み、グリーンヒルズ湯の山の北端に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を東に進み、湯の山東3丁目北東外縁部の道路に沿ってほぼ南東に進み、市道湯山130号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道湯山129号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、市道湯山14号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、同国道に出て、同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
夫婦池特定猟具使用禁止区域	西予市宇和町新城の市道（宇）田之筋地区71号線と県道鳥坂宇和線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道（宇）田之筋地区69号線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く養鶏場に通	同上	同上

	じる里道（通称新高線）をほぼ東に進み、農地と林野との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、墓地を経て、市道（宇田之筋地区71号線）に出て、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域					辺特定 猟具使 用禁止 区域	野8号線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、悪社川を越えた最初の農道との交点に至り、ここから同農道を北に進み、市道小野39号線に出て、同市道を北に進み、市道小野11号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道小野9号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道小野146号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道小野8号線との交点に至る。ここから同市道を南ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
山財ダム特定 猟具使 用禁止 区域	宇和島市津島町山財の山財ダムえん堤北端を起点とし、ここから市道山財ダム循環線をほぼ北東に進み、横平橋東端で県道御代の川清重線に出て、同県道をほぼ南西に進み、同えん堤南端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域	同	上	同	上				
大池周	松山市北梅本の県道松山川内線と市道小	同	上	同	上				

○愛媛県告示第946号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
クスリのアオキ喜光地店	新居浜市喜光地町二丁目1967-2	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,494平方メートル	1,788平方メートル	令和7年6月16日	令和6年10月15日
		駐車場の位置及び収容台数	120台	80台		
		駐輪場の位置及び収容台数	31台	37台		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社マイ 午前9時から午後10時まで	株式会社クスリのアオキ 午前8時から午後10時まで		
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時30分まで	午前7時30分から午後10時15分まで			

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第947号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市吉田町沖村字滝ノ元甲3228の2、甲3236の1、甲3236の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝ノ元甲3228の2・甲3236の1・甲3236の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第948号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第7号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 令和6年10月25日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-6)第19127号	令和6年5月10日	ワンエイト株式会社	松本 幸夫	松山市余戸南2-21-27	令和6年10月17日	大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 板金工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	ワンエイト株式会社は、その役員のうち、建設業法第8条第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者がいたこと、同条第12号に規定する建設許可の欠格要件に該当していたにもかかわらず、令和6年4月12日付けの同許可の申請において、同社及びその役員が欠格要件に該当しないとする虚偽の書類を提出し、同年5月10日付けで新規許可を受けた。

○愛媛県告示第949号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。
 令和6年10月25日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	近藤 隆	新居浜市高田一丁目8-62

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	永森 庄一	新居浜市阿島三丁目4-3

○愛媛県告示第950号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。
 令和6年10月25日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	仙波 忠弘	新居浜市上泉町7番24号

○愛媛県告示第951号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 令和6年10月25日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-5)第18969号	令和5年4月18日	ユウダイ建設(株)	田名後 桂	越智郡上島町岩城1351	令和6年9月4日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業・鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-2)第11970号	令和2年7月3日	東洋道路(株)	山本 雄一	今治市玉川町別所甲348	令和6年9月24日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-5)第16280号	令和5年4月25日	ひうち設備(有)	一色 政司	西条市樋之口14-4	令和6年9月26日	管工事業	建設業の廃止
(般-4)第17926号	令和4年6月9日	(有)長谷川保温工業	長谷川博義	新居浜市庄内町6-3-44	令和6年9月27日	熱絶縁工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第952号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大島環状線	今治市宮窪町早川1368番2から 同町早川1365番2まで	令和6年10月25日

○愛媛県告示第953号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年10月25日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社 つむぎ	ヘルパーステーション月と太陽	愛媛県東温市横河原1316番地19	令和6年10月31日	訪問介護

○愛媛県告示第954号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年10月25日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811500416	合同会社つむぎ	愛媛県東温市横河原1316番地19	松尾 通子	居宅介護 同行援護	ヘルパーステーション月と太陽	愛媛県東温市横河原1316番地19	令和6年10月31日

○愛媛県告示第955号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年10月25日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3853500050	パーソナルアシスタント青空	愛媛県松山市古川北3丁目4-32	佐伯康人	放課後等デイサービス	とべこどもデイ青空	愛媛県伊予郡砥部町高尾田77番地	令和6年11月2日

○愛媛県告示第956号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年10月25日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813910027	吉田興産有限公司	愛媛県北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地2	富永正樹	居宅介護	介護福祉サービスさくら	愛媛県北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地2	令和6年9月30日
3813910027	吉田興産有限公司	愛媛県北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地2	富永正樹	重度訪問介護	介護福祉サービスさくら	愛媛県北宇和郡鬼北町大字内深田1067番地2	令和6年9月30日

○愛媛県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町広見1994番地先から同町広見1939番2地先まで	旧	メートル 4.0~14.8	キロメートル 0.730	
			新	7.0~53.2	0.730	

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による令和6年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中村 時 広

1 試験の日時及び場所

試験別	日 時	場 所
学 科 試 験	令和7年1月23日（木）午後1時30分	松山市三番町七丁目6番地9 愛媛県薬剤師会館
実 地 試 験	令和7年3月13日（木）午前10時	松山市勝山町一丁目1番地5 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

令和6年12月9日（月）から17日（火）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年10月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,107,355
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,148
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 238,420

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,534	14,178
南宇和郡	16,891	5,631
松山市・上浮穴郡	427,223	137,871
今治市・越智郡	130,803	43,601
宇和島市・北宇和郡	70,126	23,376
八幡浜市・西宇和郡	33,502	11,168
新居浜市	95,361	31,787
西条市	87,206	29,069
大洲市・喜多郡	46,750	15,584
伊予市	30,028	10,010
四国中央市	69,476	23,159
西予市	29,637	9,879
東温市	27,818	9,273